

令和7年度第1回京都府総合教育会議 次第

令和7年5月13日(火) 14:30～16:00

京都府自治会館 4階 自治会館ホール

1 開 会

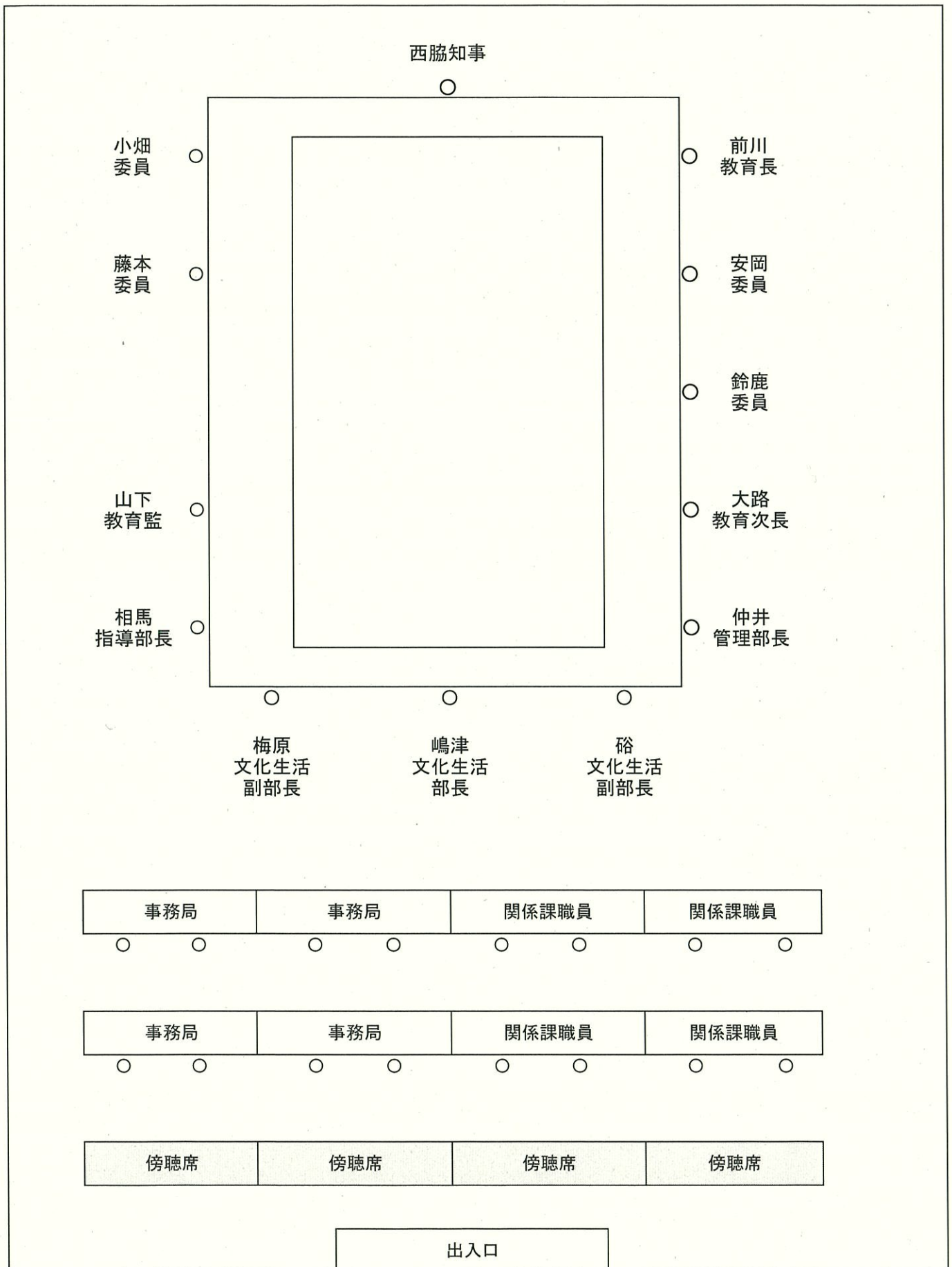
2 意見交換

3 その他

4 閉 会

令和7年度 第1回京都府総合教育会議 配席図

令和7年5月13日 午後2時30分～午後4時
京都府自治会館 自治会館ホール



総合教育会議の法的根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)により下記条項を追加(平成26年6月20日公布、平成27年4月1日施行)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4

	概 要
設置	首長が設置(第1項)
協議調整事項	○大綱の策定に関する協議(第1項) ○教育条件整備、重点施策、重大事案に係る緊急措置等の協議・調整(第1項) ○構成者はその協議結果を尊重すること(第8項)
構成	首長(設置者)及び教育委員会(第2項) (必要に応じて関係者・外部有識者から意見聴取も可能(第5項))
招集	首長が招集(第3項)(教育委員会から招集を求めることも可能(第4項))
公開	原則公開だが個人の秘密保持又は会議の公正が害されるおそれがある場合は非公開も可能(第6項) 会議録作成・公表の努力義務あり(第7項)
運営	運営については総合教育会議で定める(第9項)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

令和7年度 総合教育会議

文化が活きる京都の推進に向けた取組

令和7年5月13日

文化生活部



文化が活きる京都の推進に関する条例【令和6年7月施行】

【基本理念】

- ・ 文化が社会の持続的な発展に寄与し、温かい生活の実現に資すること
- ・ 府民の自主性を尊重しつつ、府民が京都に誇りと愛着を持てること
- ・ 京都の文化の力が国内外の交流の促進に資すること
- ・ 文化芸術、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の社会のあらゆる分野において連携を図ること

【基本指針の策定等】

- ・ 文化が活きる京都の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針の策定と施策の実施を規定（令和7年度に策定予定）

取組1 文化の心次世代継承事業

「文化の心」の次世代への継承を図るため、府内の児童・生徒が茶道・華道等の生活文化や狂言などの伝統文化を体験する機会を創出

学校・茶の湯／いけばな・出会いプロジェクト

- 子どもたちの豊かな心や創造性を育むとともに、先人から受け継がれてきた文化の心を次世代に継承することを目的に茶道4流派(三千家+藪内家)、京都いけばな協会と協力し、小・中学校、特別支援学校等(以下、「学校等」という)へ講師を派遣



学校・アート・出会いプロジェクト

- 学校等に芸術家等を派遣することで、日本の古典芸能や伝統工芸等について興味関心を抱いたり、各地域の特徴ある文化資源等を用いて子どもたちが地元の文化に誇りや愛着を持つことができるプログラム

※高等学校は一部のプログラムのみ実施可



地域文化施設プロジェクト

- 地域の文化施設等を拠点として、地域文化のさらなる活性化等を図るため、子供たちが伝統文化や地域の生活文化等を体験できる機会を提供



⇒ 令和6年度は、147件、延べ約13,000人の子どもたちに、生活文化体験や伝統文化体験を実施
令和7年度は、生活文化体験をさらに充実(茶の湯・いけばな体験 R6実績: 49件⇒R7目標: 150件)

取組2 きょうとまるごとお茶の博覧会

京都の茶文化を支える茶人や茶商、茶の生産者から茶器や茶道具、茶菓子の職人までが一緒になって、万博を契機に京都を訪れる**国内外の人々に京都の茶文化を発信**

オープニング茶会

- 京都の玄関口となる京都市内で、府民や大阪・関西万博を契機に訪れた方々が参加できる**茶会などを開催**(北野天満宮、東本願寺お東さん広場 等)(4月)



府内各地の特色あるお茶の取組

- 府や市町村、民間団体などが茶会や茶摘みを始めた茶の生産過程の体験など**お茶に関する様々な取組を府内各地で展開**(4月～)



お茶でつながる国際交流 ～国際茶会～

- 府内の児童・生徒が万博参加国の生活・文化を探究し、各国の特徴をおもてなしに取り入れて**万博参加国の方々と茶会を通じて交流**(4月～)

⇒ 府立高校4校、府立特別支援学校4校、小・中学校7校(うち京都市外4校)、私立高校2校、国立小学校1校 計18校が参加

フランス、スイス、モンゴル、スリランカなどの万博参加国出身の方々とお茶を通じた国際交流を実施予定

学生プロジェクト

- 京都の大学生たちが学生ならではの自由な発想でアイデアを出し合い、お茶をテーマとした**商品開発やイベントを企画・実施**(4月～)



北野大茶会 (グランドフィナーレ)

- 北野天満宮でお茶に関する様々な取組が集結する**大茶会**を開催(10月11～13日)



取組3 Music Fusion in Kyoto音楽祭

誰もが親しみやすい文化である音楽を軸として、府内一円を音楽で満たす音楽祭を開催

府域コンサート

- 京都ゆかりの音楽家を招聘したオリジナルオーケストラによる公演を府北部及び南部において実施



©Naoki Noda

室内楽コンサート

- 府域コンサートのオリジナルオーケストラに参加するメンバー等による少人数の室内楽コンサートを府域で実施



©Naoki Noda

奏プログラム

- 府域コンサートのオリジナルオーケストラに参加するメンバー等が、府域のこども達に鑑賞型や体験型の公演・指導を実施し、次世代の音楽体験の機会を創出



「⇒ 令和6年度は、府内小中学校等16校にプロのアーティストが訪問し、鑑賞型体験、楽器体験、合唱体験などを実施し、令和7年度も府内小中学校等5校程度をプロのアーティストが訪問するとともに、オーケストラ公演の公開リハーサル、ホール等で行う室内楽コンサート、府内5会場程度で行う楽器体験など、より充実したメニューを実施予定」

ブラスジャンボリー

- かつて音楽をやっていた人々が集まり、ともに音楽を演奏する機会を創出



取組4 文化施設を活かした取組

ICOM京都大会で採択された「文化をつなぐミュージアム(Museum as Cultural Hubs)」を踏まえ、博物館や美術館等を地域文化継承の拠点とした取組を実施

次世代と地域文化をつなぐミュージアムプロジェクト(つなプロ)

➤ 地域の博物館、美術館に在籍する学芸員が学校や地域に出向き、特色のある地域文化を事前学習、フィールドワーク、事後学習、学習成果発表などを通して主体的、探究的に学習するプロジェクトを実施

R3 亀岡市文化資料館×青野小、京都府立丹後郷土資料館(参加者公募)

R4 京丹後市立丹後古代の里資料館×高龍小学校

R5 向日市文化資料館(参加者公募)

R6 永守コレクションギャラリー(参加者公募 乙訓地域小中学生)

対話型鑑賞

➤ グループでひとつのアート作品をみながら自分の発見や感想、疑問などを共有しながら話合
う、鑑賞者同士のコミュニケーションを通じた鑑賞法を取り入れ、アーティストと子ども達でお
しゃべり鑑賞会を実施



事前学習



体験学習



発表



対話型鑑賞

《記憶と立ち上げ》花岡伸宏 (ALTERNATIVE KYOTO 2022
in 福知山) 関連イベント「おしゃべり鑑賞会」の様子